

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペラウイ	ドマシ教員養成校改善計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	ドマシ教員養成校改善計画を実施するために必要な 1. 校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	568,000千円 H17.3.31まで	H16.7.1 リロンング ウエで (同日)	日本側 久島直人在ペラウイ臨時代理大使 ペラウイ側 グッドボール・ゴンドウエ財務大臣	H17.3.28 154号
ペラウイ	ベラカ―サリマ間国道五号線橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	ベラカ―サリマ間国道五号線橋梁架け替え計画を実施するために必要な 1. 橋梁の再建に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 リロンングウエ西地区地下水開発計画を実施するために必要な 1. 井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の車両及び機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	691,000千円 H18.3.31まで	H17.8.4 リロンング ウエで (同日)	日本側 宮下正明在ペラウイ大使 ペラウイ側 グッドボール・ゴンドウエ財務大臣	H17.8.24 849号
ペラウイ	リロンングウエ西地区地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	リロンングウエ西地区地下水開発計画を実施するために必要な 1. 詳細設計に必要な役務の供与 2. 灌漑農地の再配分の指導に必要な役務の供与	306,000千円 H18.3.31まで	H17.8.4 リロンング ウエで (同日)	日本側 宮下正明在ペラウイ大使 ペラウイ側 グッドボール・ゴンドウエ財務大臣	H17.8.25 856号
ペラウイ	フロンジェバレー灌漑施設復旧計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	フロンジェバレー灌漑施設復旧計画を実施するために必要な 1. 詳細設計に必要な役務の供与 2. 灌漑農地の再配分の指導に必要な役務の供与	38,000千円 H18.11.21まで	H17.11.22 ルサカ(ザンベア)で (同日)	日本側 宮下正明在ペラウイ大使 (ザンベアにて兼轄) ペラウイ側 クリシー・シヤンジェ・ムゴバ在ザンベア ペラウイ側 高等公務官	H17.12.7 1132号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月〇日をHO△□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。